

名古屋市災害救助用物資供給計画 (案)

平成 30 年 月改定

防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議

目 次

I	はじめに	1
II	総 論	
1	災害救助用物資の定義	2
2	時系列ごとの物資供給フロー	2
3	本市における災害救助用物資に係る事務の役割分担	4
III	備蓄物資	
1	定義	5
2	基本方針	5
3	備蓄物資の品目	5
4	備蓄物資の数量	7
5	配備基準	12
6	備蓄物資の更新	16
7	今後の方針	17
IV	備蓄倉庫	
1	定義	18
2	基本方針	19
3	備蓄倉庫の選定基準	19
4	選定基準を踏まえた現状の課題と対応方針	20
5	今後の方針	21
6	今後の運営体制	23
V	調達物資	
1	定義	24
2	基本方針	25
3	調達物資の品目	25
4	調達物資の数量	25
5	調達物資の受け入れ方法	25
6	今後の協定締結方針	26
VI	救援物資	
1	定義	28
2	救援物資の受け入れ方法	28
VII	緊急物資集配拠点	
1	定義	29
2	基本方針	30
3	緊急物資集配拠点の選定基準	30
4	選定基準を踏まえた現状の課題と対応方針	32
5	今後の方針	33
6	今後の運営体制	35
VIII	物資ニーズの把握	
1	物資ニーズの性格	36
2	基本方針	36

I はじめに

1 本計画策定の背景

本市では、本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、「名古屋市総合計画 2018」及び「名古屋市震災対策実施計画」において、平成 30 年度までに、151 万食の食糧及び 27 万 6 千枚の毛布等を確保することとし、平成 27 年度より順次災害救助用物資の備蓄の拡充を推進してきたところである。

そのような中、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、物資の集配等に係る人員や車両、資機材等が圧倒的に不足したことなどにより、物資集配拠点に物資が滞留し、指定避難所等に行き届くのに時間を要したなど、様々な課題が浮き彫りになった。

これを受け、本市では、平成 28 年 6 月に、全庁的な防災危機管理施策の実効性等を検討する「防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議」の幹事会において、「物資」「避難所」「被災者支援」に係る各ワーキンググループを設置し、その中の「物資ワーキンググループ」において、備蓄物資のみならず、国・県・他都市等からの救援物資や、物資供給協定締結事業者からの調達物資など、災害救助用物資全般に係る詳細な検討を進めてきた。

そして、「物資ワーキンググループ」において検討した災害救助用物資の今後のあり方等に係る基本的な方針を示すため、「名古屋市災害救助用物資供給計画」を策定することとした。

2 本計画の位置付け

災害救助用物資の備蓄については、「名古屋市震災対策実施計画（平成 26 年 10 月策定、平成 28 年 10 月改定）」及び「名古屋市風水害対策実施計画（平成 28 年 10 月策定）」等により位置付けているところであるが、本計画では、備蓄物資に関する詳細な考え方を定めるとともに、調達物資、救援物資も含め、災害救助用物資全般の供給に関する詳細な考え方について定めるものとする。

II 総論

1 災害救助用物資の定義

本計画における災害救助用物資とは、名古屋市地域防災計画に定める物資班として確保すべき物資であり、災害救助法において定める「炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」に係る「食品」、「飲料水」、「被服、寝具その他生活必需品」とする。また、災害用トイレについても、その必要性を考慮し、災害救助用物資として本計画に位置付ける。

さらに、それぞれ供給者の違いから、以下の3種類に分類する。

物資名称	供給者	概要
備蓄物資	市民	市民自らの備蓄により供給
	本市	本市が予め備蓄し、発災直後の物資ニーズに対応して供給
調達物資	物資供給協定締結事業者等	本市の備蓄物資が不足した場合に、物資供給協定締結事業者等からの調達により供給
救援物資	国・県・他都市・個人の寄託者等	国や県、他都市、個人の寄託者等からの救援により供給

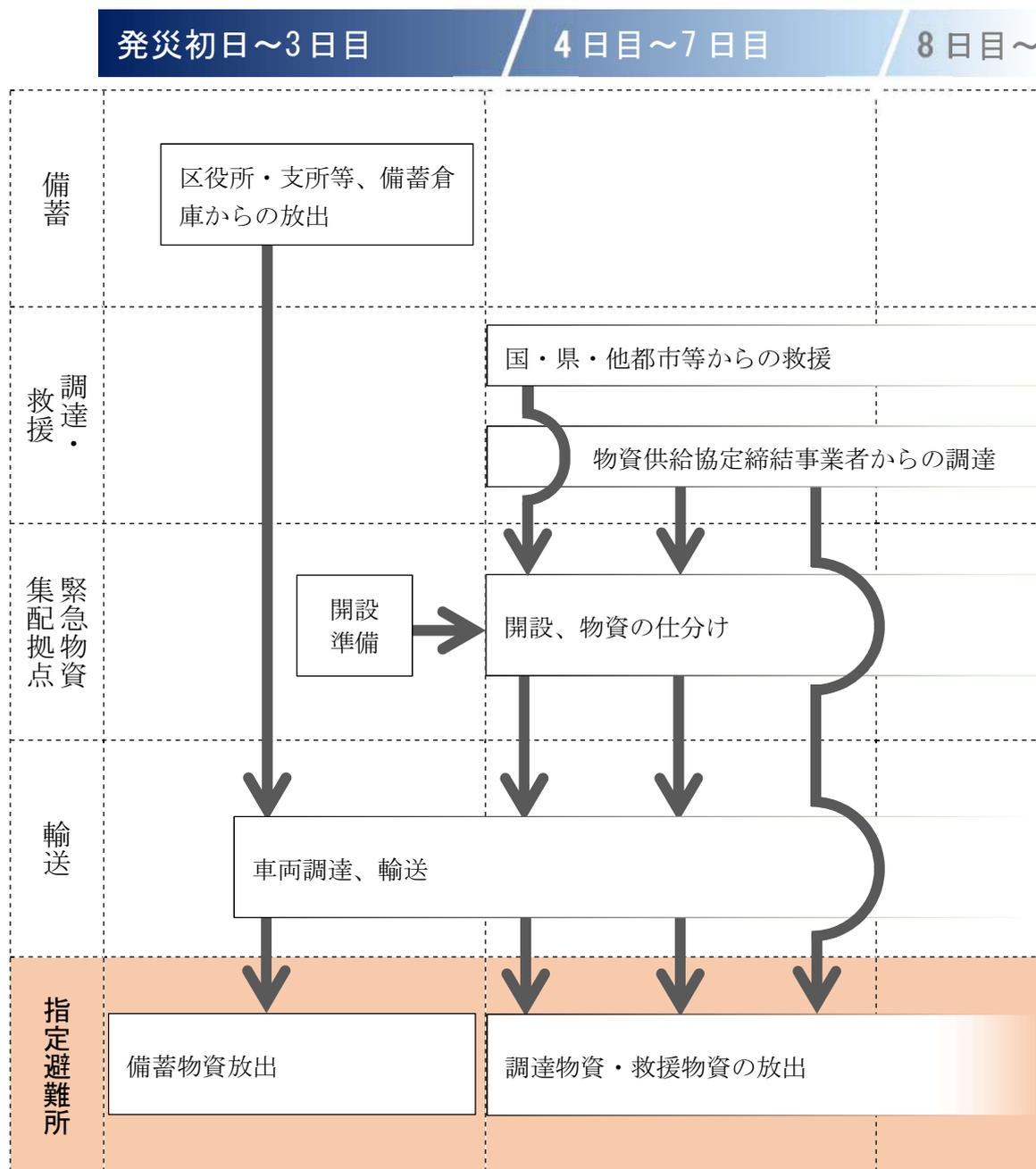
2 時系列ごとの物資供給フロー（概念図は次頁参照）

過去の災害の教訓から、発災直後は交通施設被害により、物流機能が低下し、被災地へ物資が届きにくい状態となることが予測される。国の報告書では、阪神・淡路大震災や東日本大震災の被害状況などを踏まえ、3日後の道路の被害様相として、高速道路は仮復旧が完了し、直轄国道等は浸水エリアに進入する緊急仮復旧ルートの7割が確保されるとされている。

このことから、まず、発災後3日間は、指定避難所や区役所・支所等、備蓄倉庫から備蓄物資を放出することで対応する。そして、発災後4日目以降は、物資供給協定締結事業者からの調達物資や、国・県・他都市等からの救援物資を、指定避難所への直送、または緊急物資集配拠点において仕分け・輸送することにより対応する。

ただし、ここでの物資確保の時間はあくまでも目安であり、災害の状況によりその時間が大きく左右されることがある。

《概念図》



<参考>

※「南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要（内閣府）」より抜粋
【交通施設被害】

- 3日後の様相として高速道路は仮復旧が完了するとともに、直轄国道等は浸水エリアに進入する緊急仮復旧ルートが7割が確保される。
- 交通規制により緊急通行車両の通行が優先され、災害応急対策が本格的に開始される。

3 本市における災害救助用物資に係る事務の役割分担

担当局	平常時	発災時
防災 危機 管理局	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画等に係る総合調整 ○災害救助用物資供給計画の総括 ○備蓄物資の配備・更新・在庫管理 ○備蓄倉庫の管理 ○防災備蓄倉庫（小中学校）の管理 ○防災訓練への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の運営 ○各部、区本部、防災関係機関等との連絡調整
健康 福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ○物資班活動に係る総合調整 ○物資班関係部局連絡会議の開催 ○物資班関係防災訓練の企画 ○発災時における備蓄物資の放出及び備蓄倉庫の運営方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資班の総括 ○備蓄物資の在庫管理と放出 ○災害救助法適用に係る検討
子ども 青少年 局	<ul style="list-style-type: none"> ○救援物資受入に係る企画調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の受入および配布 ○物資調達の実施（副）
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の輸送等に係る企画調整 ○物資輸送等協力協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の輸送等に関する総合調整 ○緊急物資集配拠点開設に係る調整
市民 経済局	<ul style="list-style-type: none"> ○物資供給協定締結の推進 ○物資供給協定締結事業者等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資調達の実施（正）
観光文 化交流 局	<ul style="list-style-type: none"> ○外国からの救援物資の受入に係る企画調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国からの救援物資の受入 ○緊急物資集配拠点開設に係る調整（平成 31 年度以降）
物資班 構成 局室 （※）	<ul style="list-style-type: none"> ○物資班関係部局間の連絡調整 ○発災時における緊急物資集配拠点の運営方法の検討 ○防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資班ブースの運営 ○緊急物資集配拠点の管理運営
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用トイレの配備・更新・在庫管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用トイレの在庫管理と放出 ○災害用トイレの調達
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所及び区役所備蓄物資の在庫管理に係る協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の配布 ○必要な物資の調達の要請 ○応急炊き出し

※ 健康福祉局、子ども青少年局、財政局、市民経済局、会計室（平成 30 年度地域防災計画において、観光文化交流局も新たに物資班構成局室として位置付ける予定）

III 備蓄物資

1 定義

備蓄物資とは、市民や市において予め備蓄し、発災直後の物資ニーズに対応して供給するための物資である。

2 基本方針

- 副食等は備蓄せず、主食となり得る最低限必要な食糧、生活必需品、災害用トイレを3日分備蓄する。
- 飲料水は、原則として地下式給水栓及び給水車等により供給する。
- 高齢者や乳幼児など災害時要援護者に配慮した品目を確保する。
- 基本的に5年以上の賞味期限や耐用年数を有するものとする。
- 市民に対しては、家庭内での備蓄を7日間、そのうち非常持ち出し品として3日間の備蓄を行うよう推奨していく。
- 帰宅困難者への対応については、別途検討されているところであり今回の計画からは除くものとする。

3 備蓄物資の品目

(1) 食糧

発災直後1日分程度は、基本的には水や加熱調理を必要としない食糧を備蓄し、水の使用は、粉ミルク配布対象者やアルファ化米を食するアレルギーのある方を優先する。概ね75歳以上の高齢者や概ね1～2歳の幼児は、一般人と比較し咀嚼力が弱いと思われることから、これらの方が食することができるよう乾パンをビスケットへ変更するほか、梅がゆのアルファ化米を備蓄する。また、発災時にアレルギーのある方と無い方を区別した食糧の配布は困難なことから、一般用のアルファ化米をアレルギー対応へ変更する。

<供給対象となる避難者別の食糧供給の考え方>

供給対象となる避難者		1日目【3食分】	2・3日目【6食分】
概ね 3歳～74歳	一般	・ビスケット【3食】	・ビスケット【2食】 ・アルファ化米【4食】
	アレルギーのある方	・アルファ化米【9食】	
概ね0歳	一般	・粉ミルク（一般）【9食】	
	アレルギーのある方	・粉ミルク（アレルギー対応）【9食】	
・概ね1～2歳※ ・概ね75歳以上		・ビスケット【3食】	・ビスケット【2食】 ・アルファ化米（梅がゆ）【4食】
腎臓病患者		・アルファ化米（低タンパク米）【9食】	

※ 大人に近い咀嚼力を有するのが概ね3歳過ぎであることに基づく。（日本小児歯科学会より）

(2) 生活必需品

生活必需品は、食糧と同様に最低限必要な品目を備蓄することとし、毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、タオルを対象とする。指定避難所外避難者への対応として、避難する場所や規模の想定が困難であることからコンパクトで軽量なため配送が容易であり、十分な温かさが確保できる不織布毛布を備蓄する。その他の品目については、調達等により確保するものとする。

品目	供給対象となる避難者
毛布	全員
不織布毛布	指定避難所外避難者
子ども用紙おむつ	概ね 0～3 歳(※1)
大人用紙おむつ	要介護 3 以上(※1)
生理用品(※2)	12 歳～50 歳の生理中の女性(※3)
哺乳瓶	概ね 0 歳(※4)
タオル	タオルを持参していない方(※5)

※1 日本衛生材料工業連合会調査、国土交通省調査等に基づく。

※2 生理用品のほか、配布用紙袋及び廃棄用ポリ袋を用意する。

※3 産婦人科学会調査等に基づく。

※4 粉ミルクの対象者が乳児（概ね 0 歳）であることに基づく。

※5 豪雨時等において、タオルを持参していない方への供給を想定している。

(3) 飲料水

原則として、地下式給水栓及び給水車等により対応することとする。しかしながら、津波浸水が想定される学区の指定避難所に対しては、1 人 1 日当たり 10 として、3 日分の飲料水を備蓄する。（詳細は「4 (3)」参照）

(4) 災害用トイレ

災害用トイレは、指定避難所の既設のトイレが使用できない場合に備え、下水道直結式トイレ、くみ取り式トイレ、簡易パック式トイレ、簡易洋式便座を備蓄する。

避難所外避難者への対応として、避難する場所や規模の想定が困難であることから、配送が容易であり 1 回分ごとの配布が可能である簡易パック式トイレを備蓄する。

4 備蓄物資の数量

(1) 食糧

ア 震災対策としての備蓄数（平成 30 年度まで）

本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定における指定避難所避難者数 138,000 人を基本として算出する。また、食糧については、配布対象者の範囲が避難者全員であり、かつ過去の災害において指定避難所外から多くの避難者が食糧を取りに来た点を踏まえ、指定避難所外避難者数（指定避難所避難者数の 2 割）を上積みして備蓄するほか、断水による生活困窮等により発生する 3 日目の指定避難所避難者（8,000 人）も対象とする。

<計算式>

指定避難所 避難者 発生要因	1～2 日目 (人)	3 日目 (人)	家庭内 備蓄率 (%)	計算式
自宅が被災		138,000	0	138,000(人)×1.2(※1) ×1人当たり供給数 ×対象者割合×3(日分)
断水による 生活困窮等 (自宅は被災 無し)	0	8,000	38.8 (※2)	8,000(人)×1.2(※1) ×1人当たり供給数 ×対象者割合×1(日分) ×(1-家庭内備蓄率)

<備蓄数（平成 30 年度末）>

区分	供給対象と なる避難者	対象者割合 (%) (※3)	1人当た り供給数	備蓄数	
ビスケット・ アルファ化米	概ね 1歳以上	99.1	3食/日	1,495,100食	
粉ミルク (一般)	概ね0歳	0.83	9本/日 (※4)	60,000本 (※5)	14,900食
粉ミルク (アレルギー 対応)	概ね0歳で、 アレルギー のある方	0.07	116g/日 (※4)	108,800g (※5)	
合計				1,510,000食	

※1 指定避難所外避難者について、国が阪神・淡路大震災の事例に基づき、指定避難所避難者数の 2 割を上積みして算出していることから、本市でもこの国の考え方を踏襲する。

※2 本市の「家庭における防災対策の実施状況に関するアンケート調査結果(H25.8)」に基づく。

※3 平成 22 年国勢調査結果等に基づく。

※4 粉ミルク（本市の備蓄しているものは、1本当たり 100ml）の 1人当たり供給数については、森永調乳表の生後 6 か月児の標準使用量及び厚生労働省調査を参考にしている。

※5 粉ミルクは、「5(3)イ」により、1学区当たり 1箱（200本）等を備蓄することとしているため、被害想定に対する物資量より計画数量が多くなっている。

イ 風水害対策としての備蓄数

平成 26 年 10 月に策定した「名古屋市震災対策実施計画」において、平成 30 年度までに 151 万食へと段階的に拡充することとし、指定避難所への分散備蓄を基本として、津波浸水が想定される学区の指定避難所には 3 日分^(※1)、それ以外の指定避難所には 1～2 日分^(※1)の食糧（粉ミルクを除く）を配備してきた。

しかしながら、過去の災害では、大雨・洪水警報の発令時から概ね 2～3 日以内は、湛水による通行止め、浸水により車両での輸送が困難となること等により、指定避難所等への物資の供給が滞っている状況が認められる。

そのため、平成 28 年 10 月に策定した「名古屋市風水害対策実施計画」において、洪水浸水が想定される学区の全指定避難所に対し、震災対策用として配備を予定していた小中学校 2 日分及びその他指定避難所 1 日分^(※1)に加え、合計 3 日分になるように追加することとする。

<備蓄数（平成 32 年度末）>

54,500(人)（小中学校の定員数 ^(※2) ）×3（食）
+13,150(人)（その他指定避難所の定員数 ^(※2) ）×6（食）=242,400 食
(H30 末：182,400 食 ^(※3))

※1 指定避難所への配備基準については、「5 (2) ア」のとおり。

※2 津波浸水が想定される学区の指定避難所については、3 日分の食糧を配備済みであるため、風水害対策の計算対象からは外している。

※3 「名古屋市震災対策実施計画（改定版）」及び「名古屋市風水害対策実施計画」における平成 30 年度までの目標値である。

ウ 震災対策・風水害対策の合計備蓄数（平成 32 年度時点）

区分	震災対策	風水害対策	震災対策＋風水害対策	
ビスケット・ アルファ化米	1,495,100 食	242,400 食 (H30 末： 182,400 食)	1,737,500 食 (H30 末：1,677,500 食)	
粉ミルク (一般)	60,000 本	—	60,000 本 ^(※1)	14,900 食
粉ミルク (アレルギー 対応)	108,800g	—	108,800g ^(※1)	
合計			1,752,400 食 (H30 末：1,692,400 食)	

※1 粉ミルクは、「5 (3) イ」により、1 学区当たり 1 箱（200 本）等を備蓄することとしているため、被害想定に対する物資量より計画数量が多くなっている。

※2 備蓄数については、指定避難所数等の増減により変更となる場合がある。

(2) 生活必需品

ア 震災対策としての備蓄数

本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定における指定避難所避難者数 138,000 人を基本として算出する。

<計算式>

$$138,000(\text{人}) \times \text{対象者割合}(\%) \times 1 \text{人あたり供給数} \times 3(\text{日分})^{(\ast 1)} = \text{備蓄数}$$

<備蓄数（平成 30 年度末）>

区分	供給対象となる避難者	対象者割合 (%) ^(※2)	1人あたり供給数	備蓄数
毛布	全員	100	2枚 ^(※3)	276,000枚
不織布毛布	指定避難所外避難者	20 ^(※4)	1枚	27,600枚
子ども用紙おむつ	概ね0～3歳	3.5	8枚/日 ^(※5)	115,956枚
大人用紙おむつ	要介護3以上	1.4	7枚/日 ^(※5)	40,588枚
生理用品	概ね12歳～50歳の生理中の女性	4.5	8枚/日 ^(※6)	149,644枚
哺乳瓶	概ね0歳	0.90 ^(※6)	1本	3,000本 ^(※7)

※1 毛布と哺乳瓶は、毎日新しいものを配布することが想定されないため、計算の際に日数をカウントせずに算出する。

※2 平成 22 年国勢調査結果等に基づく。

※3 南海トラフ巨大地震被害想定第二次報告（内閣府）に基づく。

※4 指定避難所外避難者について、国が阪神・淡路大震災の事例に基づき、指定避難所避難者数の 2 割を上積みして算出していることから、本市でもこの国の考え方を踏襲する。

※5 日本衛生材料工業連合会調査、国土交通省調査等に基づく。

※6 産婦人科学会調査等に基づく。

※7 哺乳瓶の対象者数は、粉ミルクの対象者数と同数であり、粉ミルクと同様、「5（3）イ」より、被害想定に対する物資量より計画数量が多くなっている。

イ 風水害対策としての備蓄数

毛布については、食糧と同様、平成 28 年 10 月に策定した「名古屋市風水害対策実施計画」において、洪水浸水が想定される学区の全指定避難所に対し、震災対策用として配備を予定していた 1 枚^(※1)に加え、合計 2 枚になるように追加することとする。

また、タオルについては、市民備蓄による供給を基本とし、豪雨時に避難してきた方のうち、タオルを持参していない方のみ供給するものとして、主要な指定避難所である小中学校 1 か所当たり 50 本を備蓄する。

< 計算式・備蓄数（平成 32 年度末） >

区分	計算式・備蓄数
毛布	67,650(人) (全指定避難所の定員数 ^(※2)) ×1 (枚) =67,650 枚 (H30 末 : 50,700 枚 ^(※3))
タオル	375 (小中学校配備か所) ×50 (本) +3,250 ^(※4) (本) =22,000 本

※1 指定避難所への配備基準については、「5 (2) ア」のとおり。

※2 津波浸水が想定される学区の指定避難所については、2 枚の毛布を配備済みであるため、風水害対策の計算対象からは外している。

※3 「名古屋市震災対策実施計画（改定版）」及び「名古屋市風水害対策実施計画」における平成 30 年度までの目標値である。

※4 指定避難所増加等への対応のための、備蓄倉庫の予備分である。

ウ 震災対策・風水害対策の合計備蓄数（平成 32 年度末）

区分	震災対策	風水害対策	震災対策+風水害対策
毛布	276,000 枚	67,650 枚 (H30 末 : 50,700 枚)	343,650 枚 (H30 末 : 326,700 枚)
不織布毛布	27,600 枚	—	27,600 枚
子ども用紙おむつ	115,956 枚	—	115,956 枚
大人用紙おむつ	40,588 枚	—	40,588 枚
生理用品	149,644 枚	—	149,644 枚
哺乳瓶	3,000 本	—	3,000 本
タオル	—	22,000 本	22,000 本

※ 備蓄数については、指定避難所数等の増減により変更となる場合がある。

(3) 飲料水

南海トラフ巨大地震の被害想定で津波浸水の恐れがある 7 区（中村・瑞穂・熱田・中川・港・南・緑）における指定避難所定員数（約 61,150 人）に指定避難所外避難者（指定避難所定員数の 2 割）を考慮し、それに対する 1 人 1 日当たり 1 ℓ を 3 日分備蓄する。

< 計算式・備蓄数（平成 32 年度末） >

$$\text{約 } 61,150(\text{人}) (\text{指定避難所定員数}(\text{※})) \times 1.2 (1 + \text{指定避難所外避難者割合 } (0.2)) \times 1 (\ell) \times 3 (\text{日分}) \div 221,004 \ell$$

※ 備蓄数については、指定避難所数等の増減により変更となる場合がある。

※ コミュニティセンターは 50 人、スポーツセンター・生涯学習センター・民間施設等は 200 人を上限とする。

(4) 災害用トイレ

ア 基本的な考え方

全指定避難所収容人数 27 万人に対して発災直後に最低限対応できるよう、「名古屋市震災対策実施計画」及び「名古屋市風水害対策実施計画」において災害用トイレの備蓄を段階的に拡充することとし、仮設トイレを 100 人に 1 基備蓄するほか、その補完として簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座を備蓄する。また、指定避難所外避難者へ対応するため、簡易パック式トイレを備蓄する。

イ 下水道直結式トイレ

原則、各指定避難所に 1 基を配備し、合計で 800 基を備蓄する。

ウ くみ取り式トイレ

各指定避難所に最低 1 基を配備するほか、液状化の可能性が高い地域の指定避難所に通常より 1 基多く配備するなど、合計で 1,900 基を備蓄する。

エ 簡易パック式トイレ

各指定避難所に収容人数の 1 日分を配備するほか、液状化の可能性が高い地域及び洪水浸水が想定される区域の指定避難所に 3 日分を配備する。

また、指定避難所外避難者分として備蓄倉庫に 3 日分を配備することとした。

オ 簡易洋式便座

高齢者、障害者、幼児等に配慮し、既設の和式トイレを洋式トイレに変換して使用できるよう、各小中学校 1 階の和式トイレ分の簡易洋式便座を備蓄する。

<備蓄数（平成 30 年度末）>

区分	震災対策	風水害対策	震災対策＋風水害対策
下水道直結式	800 基	—	800 基
くみ取り式	1,900 基	—	1,900 基
簡易パック式	303 万回分	45 万回分	348 万回分
簡易洋式便座	7,500 個	—	7,500 個

※ 備蓄数については、指定避難所数等の増減により変更となる場合がある。

5 配備基準

《概念図》



※1 物資量は平成32年度時点のものとする。なお、粉ミルク14,900食分は除く。

※2 名古屋市地域防災計画（平成28年6月修正）に基づく。

※3 備蓄数については、指定避難所数等の増減により変更となる場合がある。

(1) 基本的な考え方

発災直後の道路状況の悪化やサプライチェーンの寸断などの混乱した状況を想定し、指定避難所への分散備蓄を基本とする。一方、区役所・支所等、備蓄倉庫の役割については、指定避難所の備蓄体制や想定外の避難者へのバックアップを基本とし、市民により近い場所での備蓄を基本とすることから、区役所・支所等：備蓄倉庫の配分比率は2:1とする。また、原則として各区の建物全壊・焼失棟数（過去の地震を考慮した最大クラス）の比率で案分し、各区への配分量を決定する。

指定避難所へ格納しきれなかった物資は、原則として指定避難所の位置する区役所・支所等へ格納するものとし、区役所・支所等でも格納しきれなかった場合は、当該区をカバーする備蓄倉庫へ格納する。

(2) 指定避難所

ア 食糧(粉ミルクを除く)・毛布

次の考え方にに基づき、食糧：1,524,000食、毛布：329,570枚を各指定避難所へ配備する。

① 津波(※1)または洪水(※2)浸水想定学区の指定避難所

- ・食糧 指定避難所定員数(人)(※3)×3(食)×3(日分)
- ・毛布 指定避難所定員数(人)(※3)×2(枚)

② ①以外の指定避難所

- ・食糧 指定避難所定員数(人)(※3)×3(食)×1~2(日分)(※4)
- ・毛布 指定避難所定員数(人)(※3)×1(枚)

※1 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合の避難勧告対象学区。

※2 ②の指定避難所のうち、平成22年6月に本市が作成した「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」において、洪水浸水が想定される学区の指定避難所に対しても、「4(1)イ・(2)イ」のとおり、3日分の食糧及び2枚の毛布が配備するよう追加することとしたため、食糧：242,400食、毛布：67,650枚を追加することとなった。

※3 コミュニティセンターは50人、スポーツセンター・生涯学習センター・民間施設等は200人を上限とする。

※4 小中学校は2日分、その他の指定避難所は1日分とする。

イ 不織布毛布

避難する場所や規模の想定が困難である避難所外避難者への対応分のため、一般的な災害用食糧や毛布と同様に指定避難所や区役所・支所等へ配備すると、必要な避難者へ必要な数量を供給できない恐れがあることから、全量を備蓄倉庫での配備とする。

ウ 紙おむつ・生理用品・哺乳瓶・粉ミルク

紙おむつ・生理用品・哺乳瓶・粉ミルクについては、配布対象者が限定的で物資量も少ないため、一般的な災害用食糧や毛布と同様に指定避難所へ配備すると、必要な避難者へ必要な数量を供給できない恐れがある。

また、指定避難所へ配備する場合、数量が少ないため袋等から開封して配備する必要があり、長期間保存するのに望ましい状態を保つことができなくなる。

以上の点から、指定避難所には配備せず、区役所・支所等及び備蓄倉庫に配備する。

エ タオル

※「4(2)イ」に同じ

オ 飲料水

次の考え方にに基づき、津波浸水が想定される学区の指定避難所に対し、飲料水：184,296 ℓを各指定避難所へ配備する。

- ① 津波(※1)浸水想定学区の指定避難所
指定避難所定員数(人) (※2) × 1(ℓ) × 3(日分)
- ② ①以外の指定避難所
備蓄しない(地下式給水栓及び給水車等により対応)

※1 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合の避難勧告対象学区。

※2 コミュニティセンターは50人、スポーツセンター・生涯学習センター・民間施設等は200人を上限とする。

カ 災害用トイレ

指定避難所への分散備蓄を基本とし、収容人数等に応じて各指定避難所へ次の基準により配備する。

また、避難する場所や規模の想定が困難である避難所外避難者への対応分について、指定避難所へ配備すると、必要な避難者へ必要な数量を供給できない恐れがあることから、不織布毛布と同様、全量を備蓄倉庫での配備とする。

< 配備基準 >

区分	震災対策			風水害対策
	液状化の可能性 が大きい地域の 指定避難所(※1)	左記以外の 指定避難所	避難所外 避難者分	洪水浸水 想定区域の 指定避難所
下水道直結式	1 基		—	—
くみ取り式	2 基+収容人数 300 人毎 1 基	1 基+収容人数 300 人毎 1 基	—	
簡易パック式(※2)	3 日分	1 日分	3 日分	3 日分(※3)
簡易洋式便座	小中学校 1 階和式トイレ分		—	—

※1 西・中村・中川・港・南区の 5 区と、その他の区で液状化の可能性が高い地域の指定避難所

※2 指定避難所収容人数 100 人当たり 1 日 400 回分 (1 人当たり 1 日 4 回分)

※3 風水害対策分は、震災対策分と合わせて最大 3 日分

(3) 区役所・支所等、備蓄倉庫

ア 食糧(粉ミルクを除く)・毛布

食糧：213,500 食、毛布：14,080 枚について、各区の建物全壊・焼失棟数（過去の地震を考慮した最大クラス）の比率で案分し、各区への配分量を決定するほか、区役所・支所等：備蓄倉庫の配分比率は 2：1 とする。

イ 不織布毛布

避難する場所や規模の想定が困難である避難所外避難者への対応分のため、一般的な災害用食糧や毛布と同様に指定避難所や区役所・支所等へ配備すると、必要な避難者へ必要な数量を供給できない恐れがあることから、全量を備蓄倉庫での配備とする。

ウ 紙おむつ・生理用品・哺乳瓶・粉ミルク

紙おむつ・生理用品・哺乳瓶・粉ミルクについては、配布対象者が限定的で物資量も少ないため、一般的な災害用食糧や毛布と同様に指定避難所へ配備すると、必要な避難者へ必要な数量を供給できない恐れがある。

また、指定避難所へ配備する場合、数量が少ないため袋等から開封して配備する必要があり、長期間保存するのに望ましい状態を保つことができなくなる。

以上の点から、指定避難所には配備せず、区役所・支所等及び備蓄倉庫に配備する。

配備方法については、発災時の運用を考えた場合、小分けにして物資を運ぶことは円滑な物資輸送を妨げる恐れがあることから、箱単位で配備するとともに、全 266 学区に対し箱単位で供給できるよう、原則として最低 1 箱分の物資量を区役所・支所等に配備する。

<1 学区当たりの供給数>

	子ども用 紙おむつ	大人用 紙おむつ	生理用品 (※1)	哺乳瓶 (※2)	粉ミルク (一般)	粉ミルク (アレルギー 対応) (※3)
供給数 (箱)	2.3	2.0	0.5	0.16	1.0	1
供給数 (人分)	14	5	15	8	7	18

※1 生理用品については、1 箱に 704 枚と大量に梱包されているため、1 学区当たりの供給数が「1」を下回っても良いものとする。

※2 哺乳瓶については、1 学区当たりの粉ミルクの供給人数(7 人)との整合を図っているため、供給箱数が少なくなっている。

※3 粉ミルク(アレルギー対応)については、学区数を考慮すると被害想定を根拠とした物資量と大きくかい離するため、各区役所に 1 箱ずつ配備するものし、表の数字は区役所 1 か所あたりの箱数及び供給人数である。

エ タオル

「4(2)イ」のとおり、主要な指定避難所である小中学校に配備するとともに、指定避難所増加等への対応分：3,250本を備蓄倉庫に配備する。

オ 飲料水

指定避難所外避難者（指定避難所定員数：約61,150人の2割）への対応分：36,708ℓについて、津波浸水が想定される7区（中村・瑞穂・熱田・中川・港・南・緑）に対し、以下の考え方により配分量を決定するほか、区役所・支所等：備蓄倉庫の配分比率は2：1とする。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{各区指定避難所定員数}(\ast) \times 0.2 \text{ (指定避難所外避難者割合)} \\ & \qquad \qquad \qquad \times 1(\ell) \times 3(\text{日分}) = \text{各区配備数} \end{aligned}$$

※ コミュニティセンターは50人、スポーツセンター・生涯学習センター・民間施設等は200人を上限とする。

カ 災害用トイレ

指定避難所に格納しきれなかった場合は、以下のとおり、区役所・支所等及び備蓄倉庫に配備する。

(ア) 簡易パック式

指定避難所に格納しきれなかった場合は、市民により近い場所から供給するため、原則として区役所・支所等に配備するものとし、区役所・支所等に格納しきれなかった場合は備蓄倉庫に配備する。

また、指定避難所外避難者への対応分については、不織布毛布と同様に備蓄倉庫での配備とする。

(イ) 下水道直結式・くみ取り式・簡易洋式便座

指定避難所に格納しきれなかった場合は、区役所・支所等の災害時の体制を考慮し、指定避難所へ適切に供給するため、原則として備蓄倉庫に配備する。

6 備蓄物資の更新

備蓄物資の更新については、例えば食糧については、5年期限のものを1年前に更新し防災訓練において活用するなど、無駄に廃棄することのない計画的な更新に努めてきたところである。

今後、備蓄する数量が増大することで、毎年度に大量の物資を更新していくことになるが、防災訓練だけでなく、防災教育やフードバンクの活用など幅広い活用方法を検討し、これまでどおり無駄のないよう計画的な更新を図る。

7 今後の方針

今後も品目、数量については「基本方針」を軸にして、平成30年度までに169万食等、平成32年度までに175万食等へとさらに拡充することとする。

また、発災直後の道路状況の悪化やサプライチェーンの寸断などの混乱した状況を想定し、指定避難所への分散備蓄を基本とする。さらに、指定避難所で物資が不足した場合や、車中泊避難者などの指定避難所外避難者や想定外の避難者への対応も考慮し、区役所・支所等や備蓄倉庫への補完的な備蓄も同時に推進する。

IV 備蓄倉庫

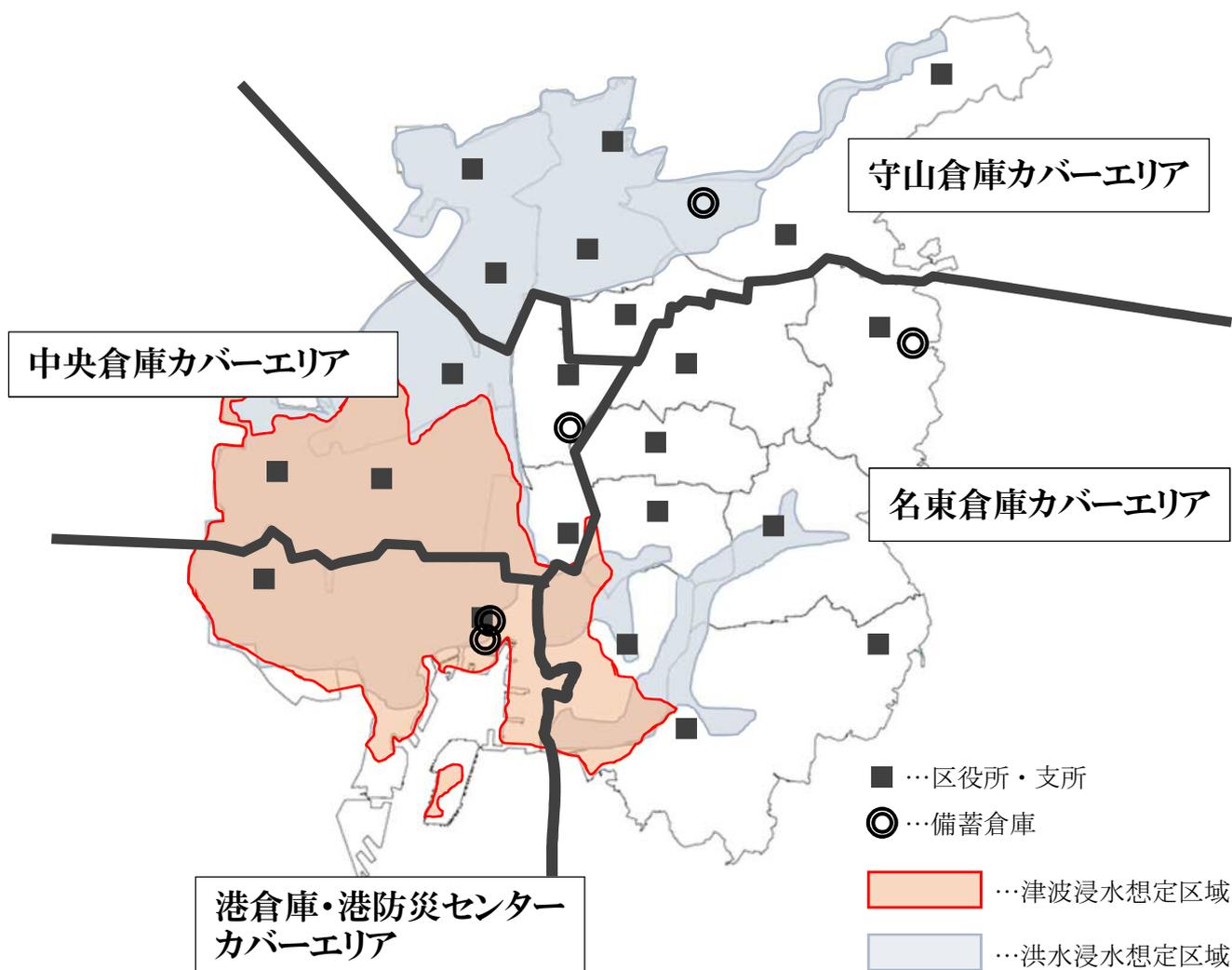
1 定義

備蓄倉庫とは、発災後3日間における備蓄物資の供給において、一定数量を集中備蓄しておくことにより、指定避難所の備蓄体制や想定外の避難者へのバックアップを果たすための倉庫である。

現在、本市では、指定避難所等における物資不足に対応できるよう、5つの備蓄倉庫を市内各方面に配置している。

倉庫名	直営・民間の別（管理者）	所在（区）
中央倉庫	直営（名古屋市）	中
港倉庫	直営（名古屋市）	港
港防災センター	直営（名古屋市）	港
守山倉庫	民間（アサヒロジ㈱）	守山
名東倉庫	民間（佐川グローバルロジスティクス㈱）	名東

《現状のカバーエリアイメージ》



2 基本方針

熊本地震の際には、物資の仕分けに関するノウハウのない職員が手作業で仕分けしたことや、仕分けに係る資機材及び輸送車両が不足したこと等により、物資が滞留し、指定避難所等への配送が滞った事例が生じていた。

この教訓を踏まえ、備蓄倉庫の方針を以下のとおりとする。

- 災害時に確実に機能するよう施設基準を設定する。
- 物資を円滑に輸送できるよう備蓄倉庫の配置基準及びカバーエリア基準を設定する。
- 設定した各基準について、現状の各備蓄倉庫を点検し必要に応じて新規配置や廃止等の変更を進める。

3 備蓄倉庫の選定基準

(1) 施設基準

No.	基準	設定理由
①	原則、民間からの借上倉庫であり、民間による指定避難所への輸送が可能である。	熊本地震において、職員による運営が困難であることが明らかになったため。
②	原則、津波等により浸水せず、浸水する場合は、上層階への格納等の浸水対策がされている。	備蓄倉庫や倉庫内の物資が、津波等による浸水や地震による建物の倒壊により使用不可能とならないようにするため。
③	新耐震基準に適合している、または耐震診断によって耐震安全性が確認されている。	
④	中型（4t程度）トラックが使用可能である。	指定避難所への円滑な輸送を可能にするため。
⑤	緊急時に連絡が取れる体制が整備されている。	災害時に迅速な備蓄倉庫からの払い出しを実施するため。

(2) 配置基準及びカバーエリア基準

No.	基準	設定理由
①	市内の各地域の被災リスクを考慮して、市域全体でバランスよく配置する。(隣接市町村への配置も可)	全市的な災害のほか、局所的な災害にも備え、輸送距離を考慮し、出来るだけ近い倉庫から迅速に物資を輸送できるようにするため。
②	原則、2区以上を跨いでの輸送を行うことが無く、かつ、4区を上限としたカバーエリアを設定する。	
③	緊急輸送道路へのアクセスを考慮して配置する。	緊急輸送道路による円滑な輸送を可能にするため。

4 選定基準を踏まえた現状の課題と対応方針

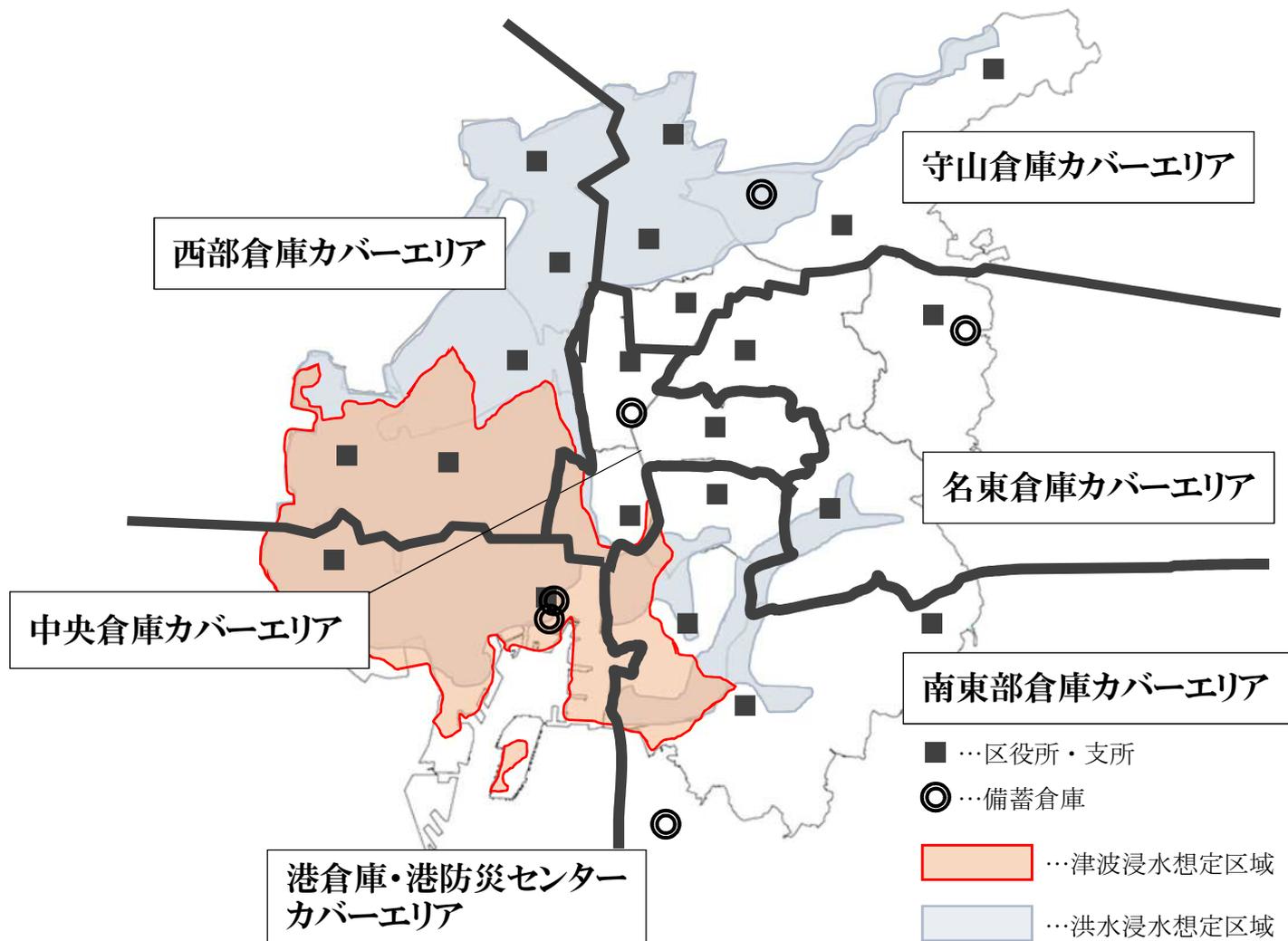
選定基準を踏まえた現状の課題	対応方針
○ 中央倉庫、港倉庫及び港防災センターは直営備蓄倉庫であるため、物資輸送の観点から非効率である。	○ 契約等の期間が終了次第、順次民間倉庫へ移行する。
○ 市城南東部及び西部は備蓄倉庫がなく、配置に偏りがある	○ 市域西部に新たな備蓄倉庫の設置を進める。(市城南東部には、平成30年2月より新規備蓄倉庫を設置済み)。
○ 現状5つの備蓄倉庫で3(2)②の方針を満たしつつカバー範囲を設定すると、中央倉庫、守山倉庫、名東倉庫のカバーエリアの負担が大きい。	○ 新たに市城南東部及び西部に備蓄倉庫を配置することで、カバーエリアの負担を軽減する。

5 今後の方針

(1) 配置変更スケジュール

拠点名	新規配置	カバーエリア (現状)	カバーエリア (変更後)	時期		
				H29 年度	H30 年度	H31 年度
中央倉庫		中村・中・ 熱田・中川	(廃止)	保管 		
新中央倉庫	○		中・昭和・ 熱田		保管 	
守山倉庫		東・北・ 西・守山	東・北・守山	保管 		
名東倉庫		千種・昭和・ 瑞穂・南・緑・ 名東・天白	千種・名東・ 天白	保管 		
港倉庫		港	港	保管 		
港防災センター				保管 		
南東部倉庫	○		瑞穂・南・ 緑	保管 		
西部倉庫	○		西・中村・ 中川		保管 	

(2) 今後のカバーエリアイメージ (※備蓄倉庫の配置等の理由により、変更となる場合がある。)



6 備蓄倉庫の今後の運営体制

(1) 現状の運営体制

備蓄倉庫	払い出し方法	輸送
直営備蓄倉庫	各倉庫へ職員を派遣し、職員により実施	公用車だけでは対応ができない場合に、協定に基づき運送事業者へ依頼
民間備蓄倉庫	各倉庫を管理する事業者により実施	協定に基づく運送事業者への依頼のほか、倉庫を管理する事業者への協力を依頼

(2) 今後の運営体制

ア 直営備蓄倉庫

直営備蓄倉庫からの物資輸送の非効率性を考慮し、中央倉庫・港倉庫・港防災センターについては、契約等の期間が終了次第、順次民間倉庫へ移行する。

イ 民間備蓄倉庫

民間備蓄倉庫については、各民間備蓄倉庫の近隣の緊急物資集配拠点における物資の仕分け・輸送等の実施や、空きスペースがある場合の備蓄倉庫の緊急物資集配拠点化について協定を締結することにより、救援物資・調達物資の仕分け・輸送体制の強化についても同時に推進する。

ウ 訓練の実施による課題の検証・改善

物資の払い出し・輸送等訓練を実施することにより、課題を随時検証し、必要に応じて各方針を改善する。

V 調達物資

1 定義

調達物資とは、本市の備蓄物資が不足した場合に、物資供給協定締結事業者等からの調達により供給する物資である。

現在、本市では、30の事業者と物資供給協定を締結しており、食料・飲料メーカーやスーパーマーケット、コンビニ、ホームセンター、百貨店など、各種業種の事業者からの物資調達を実施することとしている。

<物資供給協定締結事業者一覧（順不同、平成29年度末時点）>

区分	事業者名
食料・飲料メーカー等	愛知県パン協同組合
	敷島製パン株式会社
	株式会社明治 中部支社
	森永乳業株式会社 中部支社
	雪印ビーンスターク株式会社 西日本統括支店中部営業所
	ダイドードリンコ株式会社 中京第一営業部
	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
	株式会社中京医薬品
	株式会社MTG
スーパーマーケット・コンビニ	ユニー株式会社
	イオンリテール株式会社 東海・長野カンパニー
	株式会社ファミリーマート
	株式会社ローソン
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社コノミヤ 東海事業本部
ホームセンター	株式会社カインズ
	株式会社エンチャー ジャンボエンチャー鳴海店
	NPO 法人コメリ災害対策センター
	株式会社ナフコ
百貨店	株式会社名鉄百貨店
	株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋名古屋店
	株式会社丸栄
	株式会社名古屋三越
協会・組合等	生活協同組合コープあいち
	あいち生活協同組合
	生活クラブ生活協同組合
	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
	一般社団法人日本福祉用具供給協会
	中日本段ボール工業組合
	一般社団法人什器・備品レンタル協会 中部支部

2 基本方針

熊本地震では、発災当初は、食料や水が圧倒的に不足し、また、毛布を多く払い出したものの、次第にウエットティッシュやハンドソープ、段ボールベッドといった、衛生用品をはじめとした指定避難所の生活環境を改善するための品目に対する需要が高まってきたことが判明している。また、熊本市等へのヒアリングによると、熊本地震の際は多様な日用品が国からの救援などにより送られているが、不要な品目は無かったということも判明している。

この教訓を踏まえ、調達物資の方針を以下のとおりとする。

- 発災後4日目以降の多様なニーズに対応するため、とりわけ衛生用品をはじめとした幅広い品目を取り揃えることとする。
- 災害時には、各事業者において本市が要求する物資品目・数量が確保できない可能性を考慮し、現状より多くの事業者との協定締結を引き続き推進する。
- 南海トラフ巨大地震が発生した場合は、東海地方の太平洋側地域は甚大な被害を受けることが想定されることから、地元事業者に加え、南海トラフ巨大地震の被害を受けにくい地域にも数多くの店舗を展開している事業者も含め、物資供給協定締結事業者数を増加することとする。

3 調達物資の品目

発災後4日目以降における、衛生用品をはじめとした多様なニーズに対応する必要があることから、熊本市等へのヒアリングにおける不要な品目は無かったという証言等を踏まえ、熊本地震の際に国が救援した品目をベースに取り揃えるものとする。

4 調達物資の数量

協定における供給数量については、発災時の企業のサプライチェーンの被災状況、道路状況、在庫状況等により変化するため、確約されているものではない。そのため、物資供給協定締結事業者数の増加や、国・県・他都市等からの救援物資により、災害時の物資需要に対応するものとする。

5 調達物資の受け入れ方法

原則として、物資供給協定締結事業者等による指定避難所への直送を基本とする。

しかしながら、供給数量が大量となる場合など、仕分けの必要がある場合には、緊急物資集配拠点に集約した上で、市が輸送することとする。

6 今後の協定締結方針

(1) 現状の協定締結事業者とその品目・店舗展開の傾向

提供品目	協定締結事業者数(※1)	
	東海地方中心の事業者 (※2)	全国的に展開している 事業者
食料・飲料	22	6
衛生用品	13	5
その他日用品	10	6
合計	45	17

※1 複数品目も提供が可能な事業者は両項目に計上しているため、実際の協定締結事業者数よりも多くなっている。

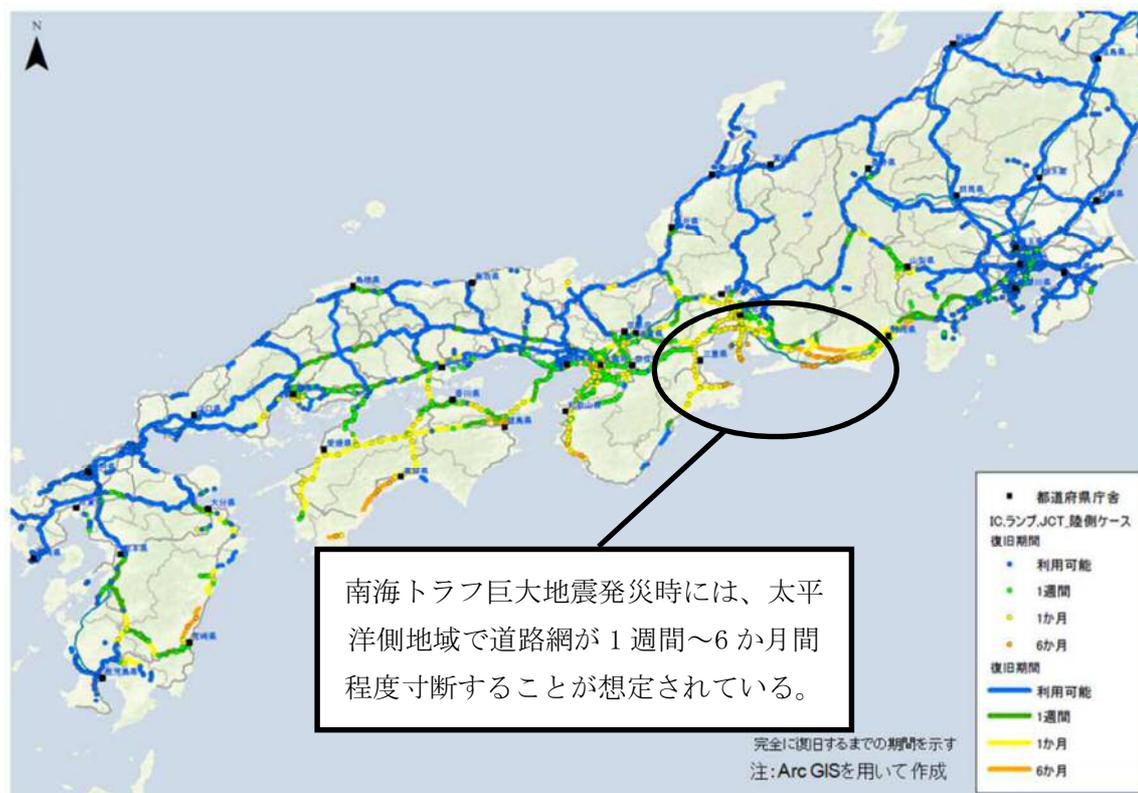
※2 全店舗等数のうち、過半数が愛知・三重県・静岡（津波浸水が想定される県）にある事業者

(2) 今後の方針

多様なニーズに対応するため、今後も引き続き様々な業種との協定締結を推進する。

また、協定締結については、南海トラフ巨大地震の発災時は、津波被害等により太平洋側の交通網が寸断されることが想定される（次頁参照）ことから、東海地方中心の地元事業者及び全国的に展開している事業者とのバランスを考慮して推進するものとする。

《参考》南海トラフ巨大地震発災時における高速道路ネットワークの寸断状況（国土交通省「広域災害発生時におけるモード横断的な貨物輸送に関する調査研究」より）



※被害想定としては、「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）～南海トラフ巨大地震の地震像」（内閣府 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）での想定シナリオのうち、特に東海地方の被害が最大となるシナリオ（震動については『陸側ケース』、津波高については『駿河湾～紀伊半島沖』に「大すべり域+超大すべり域」）を援用している。

VI 救援物資

1 定義

救援物資とは、本市の備蓄物資が不足した場合に、国・県・他都市等からの救援により供給する物資である。本市における具体的な受入体制等については、「名古屋市大規模災害時受援計画(平成30年3月策定)」において定めているところである。

現在、愛知県広域受援計画によると、発災後4日目以降に、国のプッシュ型支援により大量の物資が届くとされている。

《発災後4～7日目における名古屋市へのプッシュ型支援の物資量(1日当たり)》

物資	食糧 (食)	毛布 (枚)	粉ミルク (g)	簡易 トイレ (回)	乳幼児用 おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)
合計	1,117,905	476,118	390,518	815,843	68,565	12,312

2 救援物資の受け入れ方法

(1) 国・県

愛知県広域受援計画によると、愛知県へのプッシュ型支援については、愛知県の広域物資輸送拠点にて受け入れ、各市町村へ輸送することとしており、名古屋市に対しては、中小企業振興会館(名古屋市)と愛・地球博記念公園(長久手市)から各緊急物資集配拠点へ愛知県が輸送することとなっている。

また、愛知県広域受援計画では、緑・守山・名東・天白区の分を愛・地球博記念公園から守山スポーツセンターに送り、他区の分を中小企業振興会館から他の緊急物資集配拠点に送ることとしているが、今後、新たなカバーエリアの設定に伴い、適宜見直すよう愛知県と調整する。

(2) 他都市

他都市からの救援物資については、物資供給協定締結事業者等からの調達物資と同様、緊急物資集配拠点に集約した上で、市が輸送することとする。

(3) 個人の寄託者等

個人の寄託者等からの物資は、過去の災害において、全国から寄せられた大量の物資の仕分けに膨大な人手が必要となったという事例を踏まえ、市としての受入れ体制が整うまでは、原則受け付けないこととする。

VII 緊急物資集配拠点

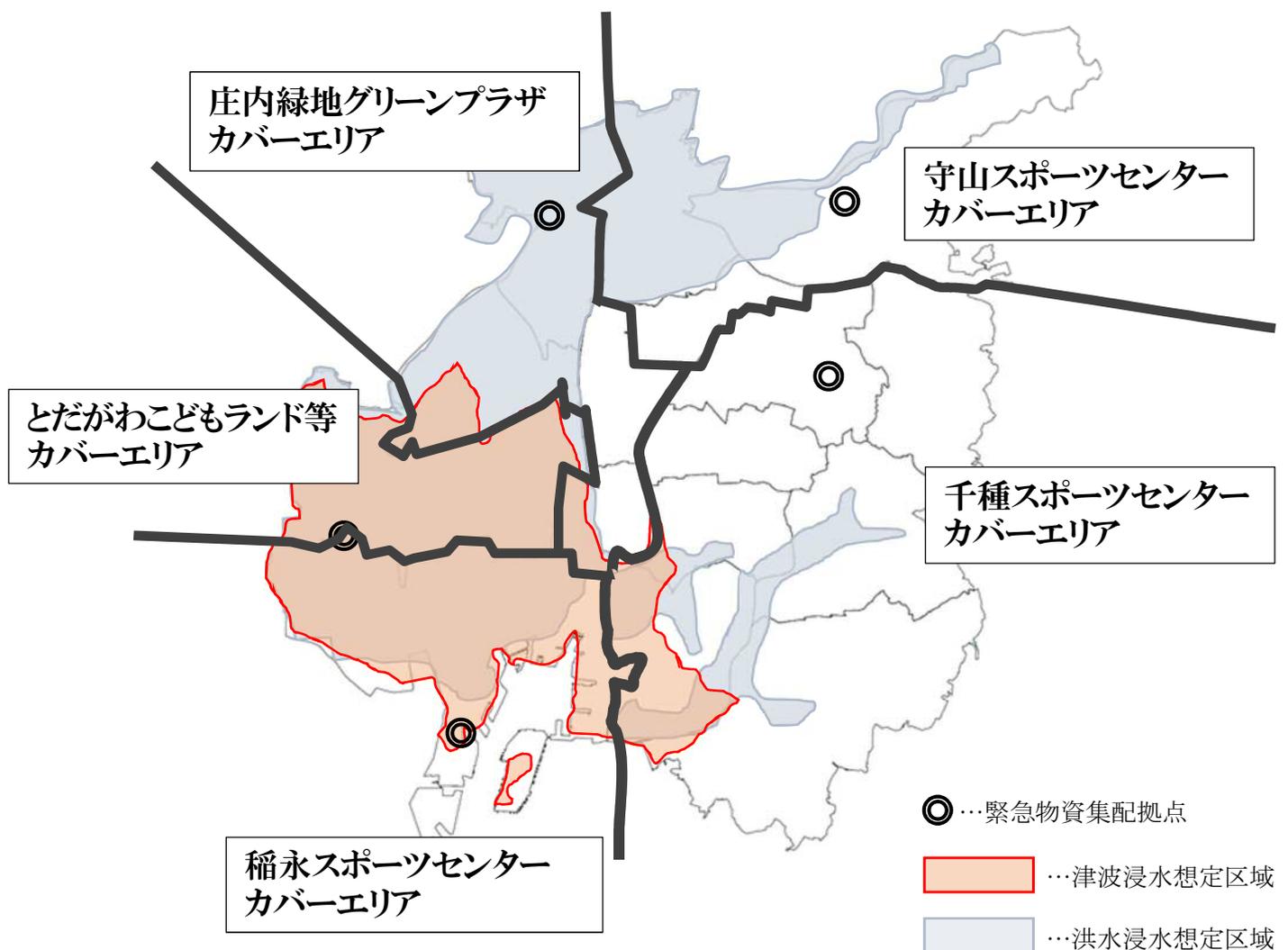
1 定義

緊急物資集配拠点とは、物資供給協定締結事業者等からの調達物資や、国・県・他都市等からの救援物資が大量に届く場合などに、物資を仕分けし、指定避難所まで輸送するための拠点である。

現在、本市では、大量の物資を仕分け・輸送できるよう、5つの緊急物資集配拠点を市内各方面に配置している。

拠点名	担当部（局）	所在（区）
稲永スポーツセンター	経理部（会計室）	港
とだがわこどもランド・農業文化園・戸田川緑地（とだがわ陽だまり館）	子ども青少年部	港
庄内緑地グリーンプラザ	市民経済部	西
千種スポーツセンター	健康福祉部	千種
守山スポーツセンター	経理部（財政局）	守山

《現状のカバーエリアイメージ》



2 基本方針

熊本地震の際には、物資の仕分けに関するノウハウのない職員が手作業で仕分けしたことや、仕分けに係る資機材及び輸送車両が不足したこと等により、物資が滞留し、指定避難所への配送が滞った事例が生じていた。

この教訓を踏まえ、緊急物資集配拠点の方針を以下のとおりとする。

- 災害時に確実に機能するよう施設基準を設定する。
- 物資を円滑に輸送できるよう緊急物資集配拠点の配置基準及びカバーエリア基準を設定する。
- 設定した各基準について、現状の各緊急物資集配拠点を点検し必要に応じて新規配置や廃止等を進める。

3 緊急物資集配拠点の選定基準

(1) 施設基準について

No.	基準	設定理由
①	新耐震基準に適合している、または耐震診断によって耐震安全性が確認されている。	地震で集配拠点が使用不可能になることがないようにするため。
②	屋根がある。	天候に左右されず集配できるようにするため。
③	フォークリフトが使用可能な場合は使用し、不可能な場合でも、台車等を使用できる。	人力による集配作業を避け極力集配作業を円滑化するため。
④	大型（10t程度）トラックが進入可能である。	国からのプッシュ型支援を始めとする大量の物資輸送に対応するため。
⑤	発災後3日目までの開設準備及び開設後の集配作業に必要な電源がある。	災害により停電した場合でも、夜間における開設準備等を可能にするため。
⑥	原則、1階での集配作業が可能である。	他階層への運搬は人力による集配作業が不可欠となり非効率であるため。
⑦	指定避難所に指定されていない競技場等を集配スペースとして利用できる。	発災後に迅速に集配拠点を開設するため。
⑧	大規模なイベント等が日常的に行われておらず、かつ、事前に物資等が入っていない施設である。	

(2) 配置基準及びカバーエリア基準について

No.	基準	設定理由
①	市内の各地域の被災リスクを考慮して、市域全体でバランスよく配置する。	全市的な災害のほか、局所的な災害にも備え、各区の想定輸送量や輸送距離を考慮し、出来るだけ近い拠点から迅速に物資を輸送できるようにするため。また、一部の拠点が被災した際に、他の拠点で応急的なカバーを可能にするため。
②	原則、2区以上を跨いでの輸送を行うことが無いカバーエリアを設定する。	
③	原則、各拠点の使用可能容積を超過しない範囲で、4区を上限としたカバーエリアを設定する。	
④	緊急輸送道路へのアクセスを考慮して配置する。	

4 選定基準を踏まえた現状の課題と対応方針

選定基準を踏まえた現状の課題	対応方針
<p>○ 市城南東部に集配拠点が無いほか、港区に稲永 SC 及びとだがわ KL の 2 拠点が有り、配置に偏りがある。</p>	<p>○ 市域全体のバランスや施設の特性を考慮し、現在整備中の瑞穂公園体育館を新たに緊急物資集配拠点として指定し、とだがわこどもランドから名古屋国際会議場へ変更する。また、カバーエリアについても市域全体のバランスを考慮し、新たに設定する。</p>
<p>○ 千種 SC では 2 階での集配作業となっており、非効率である。</p>	<p>○ 市域全体のバランス及び屋根付き駐車場の活用によるフォークリフトの利用が可能という施設の特性を考慮し、名東 SC へ変更する。</p>
<p>○ 2 区跨ぎ輸送を解消するため、庄内緑地 GP を変更する必要がある。</p>	<p>○ 市域全体のバランス及び東側屋根付き広場の活用によるフォークリフトの利用が可能という施設の特性を考慮し、名古屋競輪場へ変更する。</p>
<p>○ 停電した場合の電源確保に関する対応を検討するほか、人力による集配作業を避けるために必要な資機材を整備する必要がある。</p> <p>また、より円滑な運営を行うため、パソコンの配備や Wi-Fi 環境の整備等についても検討する必要がある。</p>	<p>○ 現状、各拠点に整備されていないため、協定に基づく調達や新規配備や民間備蓄倉庫等の緊急物資集配拠点化により対応する。</p> <p>○ 通信環境の整備については、国や県の動向を注視しながら対応する。</p>
<p>○ 市域の被害・道路状況等を踏まえ、効率的に配置するため、他の施設の確保等について民間事業者との連携を強化する必要がある。</p>	<p>○ 民間備蓄倉庫の緊急物資集配拠点化について、事業者との協定締結を推進する。</p> <p>○ 市内及び市内近郊に緊急物資集配拠点として使用可能な施設を持つ民間事業者との協定締結を推進する。</p>

5 今後の方針

(1) 配置変更スケジュールについて

①現状

名 称	カバーエリア	担当局
稲永SC	港	経理部 (会計室)
とだがわKL	中川	子ども青少年部
庄内緑地GP	西中村 中熱田	市民経済部
千種SC	千種 昭和 瑞穂 南緑 名東 天白	健康福祉部
守山SC	東北 守山	経理部 (財政局)

②平成 31 年度以降

名 称	カバーエリア	担当局
稲永SC	港	経理部 (会計室)
<u>名古屋国際会議場</u>	中昭和 熱田 瑞穂	<u>観光文化交流部(市民経済部)</u>
<u>名古屋競輪場</u>	西中村 中川	経理部 (財政局)
<u>名東SC</u>	千種 名東 天白 南緑	<u>健康福祉部</u>
守山SC	東北 守山	<u>子ども青少年部</u>

③平成 32 年度以降

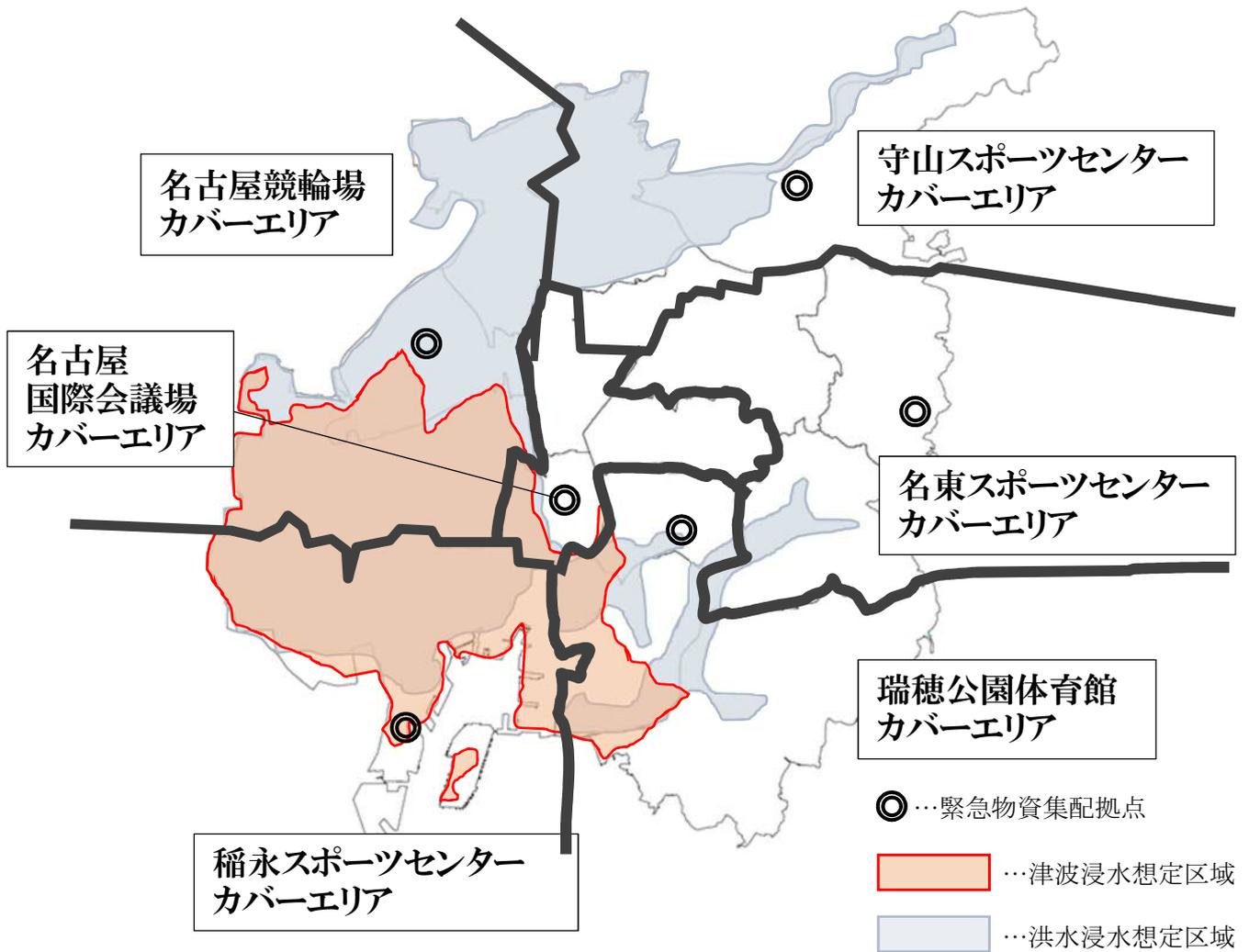
名 称	カバーエリア	担当局
稲永SC	港	経理部 (会計室)
名古屋国際会議場	中昭和 熱田	観光文化交流部
名古屋競輪場	西中村 中川	経理部 (財政局)
名東SC	千種 名東 天白	健康福祉部
守山SC	東北 守山	子ども青少年部
<u>瑞穂公園体育館</u>	<u>瑞穂南緑</u>	<u>市民経済部</u>

※1 下線部が前段階からの変更点

※2 各年度地域防災計画へ反映後に運用開始

※3 瑞穂公園体育館は、平成 32 年度地域防災計画に供用開始と同時に運用開始できるよう掲載予定

(2) 将来的なカバーエリアイメージ (※緊急物資集配拠点の配置等の理由により、変更となる場合がある。)



6 今後の運営体制

(1) 現状の運営体制

緊急物資集配拠点の仕分け作業をはじめとした運営は、各拠点の担当部（局）の職員・物資輸送等に係る協定締結事業者・ボランティア等により実施することとしている。

(2) 今後の運営体制

ア 基本方針

熊本地震での状況を踏まえると、民間事業者との連携は、円滑な物資供給体制を構築するためには必要不可欠であることから、発災時に幅広い協力が得られるよう民間施設の緊急物資集配拠点化や物流のノウハウを持つ職員の派遣、仕分け、輸送、資機材の調達等さまざまな内容を含んだ協定等の締結を推進する。

イ 使用する施設

あらかじめ指定している緊急物資集配拠点を予定しているが、発災の状況を踏まえて効率的に配置するため、市域の被害・道路状況や民間事業者の意見等を参考に、民間備蓄倉庫等の緊急物資集配拠点化も選択肢として、開設する拠点を決定する。

ウ 原則、民間事業者による運営

熊本地震の際に、物資の仕分けに関するノウハウのない職員が手作業で仕分けしたこと等により、物資が滞留した点を踏まえ、原則として、仕分け・保管作業のノウハウを持つ民間事業者により、仕分け・保管作業を実施する。一方、職員については、災害対策本部との連絡調整や人員配置の調整、人員・資機材等の調達依頼といった職務を実施する。

エ 訓練の実施による課題の検証・改善

物資の払い出し・輸送等訓練を実施することにより、課題を随時検証し、必要に応じて各方針を改善する。

VIII 物資ニーズの把握

1 物資ニーズの性格

熊本地震では、発災当初は、食料や水が圧倒的に不足し、また、毛布を多く払い出したものの、次第にウエットティッシュやハンドソープ、段ボールベッドといった、衛生用品をはじめとした指定避難所の生活環境を改善するための品目に対する需要が高まってきたことが判明している。

こういった過去の災害の傾向をみると、物資ニーズは、発災当初の必要最低限の物資需要から、時間の経過とともに多様な物資需要へと刻一刻と変化するという性格があることが分かる。

そのため、物資ニーズの把握については、刻一刻と変化する正確に対応するためにも、タイムリーな把握が必要とされる。

《物資ニーズイメージ》

	発災初日～3日目	4日目～
必要 品目	最低限必要な品目 (食糧・水・毛布など)	⇒ 指定避難所の生活環境改善ための品目 (衛生用品・食品(副食等)など)
ニーズ の性格	小品目・多量	⇒ 多品目・少量

2 基本方針

- 物資ニーズをタイムリーに把握することが必要であることを踏まえ、ICT技術を活用したシステムの導入について、国・県の動向を注視しながら本市における導入方法等を検討する。

